

提出書類について（更新）

特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限は、10月31日までとなっておりますので、次の期間の受給者証の交付を受けるためには、指定の日までに更新の手続きを行うことが必要です（指定の日は毎年6月頃送付する更新案内に記載しています）。

支給認定申請（更新）には、以下の書類が必要となります。

【受診者全員】

- ① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（様式第1号）及び別紙1特定医療費（指定難病）支給認定等個人番号記載票

※提出時、窓口において「個人番号（マイナンバー）の確認」「身元の確認」を行うための書類が必要になります。詳しくはマイナンバーお知らせチラシをご確認ください。

- ② 臨床調査個人票（診断書）【更新用】

※都道府県が指定した医師（指定医）により記載されたものに限られます。

※複数の疾患に罹患されている方は、それぞれの疾患毎に臨床調査個人票が必要です。

- ③ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し

- ④ 医療保険証の写し

加入保険によって書類が異なります。

受診者が加入している医療保険の種類	必要な医療保険証の写し
国民健康保険 後期高齢者医療保険	住民票上の世帯で、受診者と同じ医療保険に加入している全員分の医療保険証の写し
国民健康保険組合	受診者と同じ医療保険に加入している世帯全員分の医療保険証の写し
被用者保険（健康保険・共済組合など）	受診者と被保険者の医療保険証の写し

- ⑤ 市町村発行の所得課税証明書

加入保険によって書類が異なります。

受診者が加入している医療保険の種類	必要な市町村発行の所得課税証明書
国民健康保険 後期高齢者医療保険	住民票上の世帯で、受診者と同じ医療保険に加入している全員分の市町村発行の所得課税証明書
国民健康保険組合	受診者と同じ医療保険に加入している世帯全員分の市町村発行の所得課税証明書
被用者保険（健康保険・共済組合など）	被保険者分の市町村発行の所得課税証明書 ※被保険者が非課税の場合は、受診者分も必要です。

※ 公的な書類による確認ができるもの（市町村民税の税額決定・納税通知、給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書）であれば代用できます。

※ 義務教育を修了していないものについては、所得があることが想定されにくいいため、所得があることが明らかである場合を除き、証明書の提出が省略できます。

※ 上記により提出した証明書が全て市町村民税非課税の場合で、受診者（未成年の場合は保護者）が障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は、その金額がわかる公的機関が発行する書類（証書、年金払込み通知書等）が必要です。

- ⑥ 世帯全員分の住民票（続柄の記載があり、発行から3か月以内のもの）

⑦ 保険者への適用区分照会のための同意書

【該当者のみ】

⑧ 同じ医療保険加入者で他に医療受給者証（指定難病・小児慢性特定疾患）を持っている方の受給者証の写し又は申請書の写し

⑨ 生活保護受給者証明書（生活保護受給者のみ）

⑩ 「高額かつ長期」を確認できる書類

自己負担上限額管理票の写し

自己負担上限額管理票の記載が不十分な場合には、併せて医療費申告書に指定医療機関が発行する領収書等を添付。

⑪ 「軽症高額該当」を確認できる書類

医療費申告書に申告内容を証明する領収書等を添付。